

# 記載例 1 退職の場合（残額一括給与引）

※「一括徴収」とは、退職等の際に退職後の残税額を事業所でまとめて一度に徴収し、納入する方法です。

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

※給与所得者の個人番号については、平成29年1月1日以降に給与の支払を受けなくなった者に係る届出に記載が必要となります。

受付印

●退職された場合は、その後の住所の確認を希望いたします。個人番号の欄には特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。

平成29年10月4日		所在地 (〒 869 - 3296) 宇城市三角町波多 213 番地 1		特別徴収義務者 指定番号 80000000	
宇城市長 様		名称 (氏名) 有限会社 三角		担当者 課 氏名 三角 花子	
		個人番号 又は法人番号		電話 (0964) 53 - 1111	
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済月 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)
フリガナ	ウ キ タ ロウ	円	円	円	異動 年月日
氏名	宇城 太郎 (旧姓) (T ㊟・H 31・10・1)	120,000	6 月分から	80,000	H29・9・30
個人番号	(1月1日現在の住所…必ず記載願います)	円	9 月分まで		
旧住所	宇城市〇〇町〇〇番地		円		
現住所	〇〇市〇〇町〇〇番地	40,000			
給与者			○印をしてください		
			異動後の未徴収 税額の徴収方法		
			1. 特別徴収継続 (給与天引継続)		
			2. 一括徴収 (残額一括給与引)		
			3. 普通徴収 (残額個人請求)		
			1月1日以降から退職時までの 給与支払額 (賞与を含む)		
			4,210,000 円		
			控除社会保険料額		
			456,700 円		
			退職手当の支払額 (支払予定額)		
			16,000,000 円		
			勤続年数		
			32 年 0 月		

◎一括徴収 ◎退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。

異動者印	一括徴収税額 (ウ)	納付年月日
宇城	80,000円	9 月分と合わせて 納入します 納入予定日 10月 10日

普通徴収を選択した理由
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、一括徴収の希望がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、未徴収税額(上記(ウ)の額)を超える給与、退職金などの支払がないため。
3. 死亡による退職であるため。
4. その他、理由 ( )

※退職手当の支払がある場合には納入申告書とあわせて退職所得にかかる市県民税特別徴収税額納入内訳書を送付してください。

◎転勤 新しい勤務先へは月割額 円 月分から徴収し納入するよう連絡済です。

転勤先 (特別徴収義務者)	フリガナ	(〒 - )	特別徴収義務者 指定番号
	所在地		課
	フリガナ		氏名
	名称		電話 ( ) -

◎連絡事項・要望がございましたらご記入ください。

市記入欄	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
------	--------	--------	--------